

# 令和6年度における職員の服務規律確保に向けた取組について（1/4）

令和6年5月30日 環境局長通知

標題について、本市では職員による不祥事の削減を一層進めていくため、平成29年11月から、任命権者ごとに組織特有の課題に即した重点取組を設定し、その発生の防止に向けて重点的に取り組んできた。

さらに、当局においては、市長部局の重点取組に加え、局独自の重点取組を設定し、精力的に取り組んできたところである。

# 令和6年度における職員の服務規律確保に向けた取組について（2/4）

去る4月26日に開催された、第33回大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議において、今年度の市長部局等における重点取組として、「飲酒時の非違行為」及び「ハラスメント事案」が設定され、発生防止に向けて重点的に取り組むこととなった。

# 令和6年度における職員の服務規律確保に向けた取組について（3/4）

また、当局においては、これまで市長部局の重点取組とは別に、当局独自の重点取組を設定してきたが、これまでの取組の結果、当局独自の服務上の課題が減少していることから、大阪市全体の重点取組である「飲酒時の非違行為の防止」及び「ハラスメントの防止」に重点的に取り組むとともに、「不祥事根絶」を目指した取組みを進めていくことを、5月16日に開催された服務指導会議において決定した。

# 令和6年度における職員の服務規律確保に向けた取組について（4/4）

については、管理監督者が先頭となり、管下職員に対して周知徹底を行い、非違行為があった場合には、厳正に処分されうることを、今一度、職員一人ひとりに対して認識させていただくとともに、管理監督の立場にある職員として、その責任の重大さを十分自覚し、職員の指揮監督に一層努め、非違行為の防止に努めていただきたい。